



平成30年12月5日
内閣府（防災担当）

「平成三十年九月二十八日から十月一日までの間の暴風雨による災害
についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政
令」について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、別紙のとおり、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が11月30日（金）に閣議決定され、本日（12月5日（水））公布・施行されましたので、お知らせいたします。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（事業推進担当）付 武藤、松葉
03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

「平成三十年九月二十八日から十月一日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1. 激甚災害の指定

平成三十年九月二十八日から十月一日までの間の暴風雨による災害
(※台風第24号による災害)

2. 適用措置の指定

【本激】

①農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。
(過去5カ年の実績の平均では農地は82%→95%に嵩上げ)

②農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）

農業協同組合、漁業協同組合等が所有する倉庫、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、通常の国庫補助率を嵩上げ。(一般災害 20% → 最高 90%)

③小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条第2項～第4項）

国庫補助の対象とならない小規模な農地等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入する。

【局激】

【適用措置】	【対象地域】
<p>○公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条） 公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。 (過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は70%→84%に嵩上げ)</p> <p>○小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (法第24条第1項、第3項、第4項) 国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入する。</p>	鹿児島県伊仙町 ^{いせんちょう}

3. スケジュール

- 11月30日（金） 閣議決定
12月 5日（水） 公布・施行



平成 31 年 3 月 20 日
内閣府（防災担当）

「平成三十年九月二十八日から十月一日までの間の暴風雨による災害
についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政
令の一部を改正する政令」について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、当該災害を激甚
災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が、平成 30 年 12 月 5
日（水）に公布・施行されましたが、別紙のとおり、対象地域を追加指定する政令が、平成
31 年 3 月 15 日（金）に閣議決定され、本日（3 月 20 日（水））公布・施行されましたので、
お知らせいたします。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）付 武藤、松葉

03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

「平成三十年九月二十八日から十月一日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

1. 激甚災害の指定

平成三十年九月二十八日から十月一日までの間の暴風雨による災害
(※台風第24号による災害)

2. 適用措置の指定

【本激】

①農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。
(過去5カ年の実績の平均では農地は82%→95%に嵩上げ)

②農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）

農業協同組合、漁業協同組合等が所有する倉庫、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、通常の国庫補助率を嵩上げ。(一般災害 20% → 最高 90%)

③小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条第2項～第4項）

国庫補助の対象とならない小規模な農地等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入する。

【局激】

【適用措置】	【対象地域】
<p>○公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(法第3条、第4条) 公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。 (過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は70%→84%に嵩上げ)</p> <p>○小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (法第24条第1項、第3項、第4項) 国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入する。</p>	<p>鹿児島県伊仙町</p> <p>【追加指定される地域】</p> <p>京都府伊根町</p> <p>和歌山県串本町</p> <p>鳥取県日南町</p> <p>鹿児島県三島村</p> <p>十島村</p> <p>屋久島町</p> <p>沖縄県座間味村</p> <p>伊平屋村</p>

3. スケジュール

3月15日(金) 閣議決定

3月20日(水) 公布・施行

平成三十年九月二十八日から十月一日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 平成三十年九月二十八日から十月一日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成三十年政令第三百三十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p>	<p>（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p>	<p>激 甚 災 害</p> <p>平成三十年九月二十八日から十月一日までの間の暴風雨による災害</p>	<p>激 甚 災 害</p> <p>平成三十年九月二十八日から十月一日までの間の暴風雨による災害</p>
<p>備考 上欄の暴風雨とは、平成三十年台風第二十四号によるものをいう。</p>	<p>備考 上欄の暴風雨とは、平成三十年台風第二十四号によるものをいう。</p>	<p>適用すべき措置</p> <p>第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに京都府与謝郡伊根町、和歌山県東牟婁郡串本町、鳥取県日野郡日南町、鹿児島県鹿児島郡三島村及び十島村、熊毛郡屋久島町並びに大島郡伊仙町並びに沖縄県島尻郡座間味村及び伊平屋村の区域に係る激甚災害にあっては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p>	<p>適用すべき措置</p> <p>第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに鹿児島県大島郡伊仙町の区域に係る激甚災害にあっては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p>

政令第三百三十三号

平成三十年九月二十八日から十月一日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成三十年九月二十八日から十月一日までの間の 暴風雨による災害	法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四 項までに規定する措置並びに京都府与謝郡伊根町

備考 上欄の暴風雨とは、平成三十年台風第二十四号によるものをいう。	<ul style="list-style-type: none"> 、和歌山県東牟婁郡串本町、鳥取県日野郡日南町 、鹿児島県鹿児島郡三島村及び十島村、熊毛郡屋 久島町並びに大島郡伊仙町並びに沖縄県島尻郡座 間味村及び伊平屋村の区域に係る激甚災害にあつ ては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項 、第三項及び第四項に規定する措置
-----------------------------------	--

(都道府県に係る特例)

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚^{じん}災害に対処するための特例の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三條第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。